

平成18年11月24日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 梅 野 重 俊
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 本 多 裕 二
T E L 0 9 4 2 - 3 8 - 3 4 4 0

ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、平成18年11月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり平成18年12月22日開催予定の当社第27回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当いたします。また、当社の監査役に対する新株予約権付与は、会社法第387条第1項の報酬等に該当いたします。従いまして、従来の取締役及び監査役の報酬とは別枠にて取締役6名（現在5名ですが、上記株主総会において第3号議案（取締役6名選任の件）が原案どおり承認可決されますと6名となります。）及び監査役3名に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対し、ストックオプションとして金銭の払い込みを要することのなく新株予約権を発行するものであります。

2. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役会に委任することのできる新株予約の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権600個を上限とする。このうち、当社取締役（6名以内）に付与する新株予約権は28個を上限とし、当社監査役（3名以内）に付与する新株予約権は12個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式600株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込を要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき、次の（i）または（ii）の事由が生じる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（i）当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（ii）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有している当社普通株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由及び条件

(i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(ii) 新株予約権者が下記⑨に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)①に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は上記(3)②に定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込代金に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑥に準じて決定する。

- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱
新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ その他の新株予約権行使の条件
- (i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、執行役員、顧問または従業員並びに当社子会社の役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由がある場合にはこの限りでない。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による募集新株予約権の相続はできないものとする。
- (iii) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める所によるものとする。
- ⑩ その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議による。

3. 取締役および監査役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬および監査役報酬に関する事項

上記により当社取締役および監査役に対して割当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役および監査役に割当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

なお、「本新株予約権1個当たりの公正価値」については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価するものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年12月22日開催予定の当社第27回定時株主総会において、「ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件」が承認可決することを条件としております。